

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年七月九日を基準日と定め、同日十八時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年七月十一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年六月十九日

福島県双葉郡楢葉町山田岡字美シ森八番
株式会社Jヴィレッジ
代表取締役社長 内堀 雅雄

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年七月四日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年六月十九日

東京都中野区東中野五丁目一番一号ユニゾンモール三F
株式会社モレーンコーポレーション
代表取締役 草場 恒樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

令和七年六月十九日

北海道美唄市東五条南六丁目七番二八号
株式会社道央メタル
代表取締役 鎌仲 篤史

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

令和七年六月十九日

長野県下高井郡山ノ内町大字平穂四一二七番地二八
平穂土建株式会社
代表取締役 土屋 定正

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

令和七年六月十九日

大阪府浪速区木津川一丁目四番一八号
株式会社荒井清商店
代表取締役 荒井 徹二

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

令和七年六月十九日

広島市中区東千田町二丁目九番二九号
広島観光開発株式会社
代表取締役 田村 智康

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき優先資本金の額を金十九億六千三百万円（ただし、A号優先出資について金十九億六千三百万円）減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―二〇
一号 ジャパン・アゼリア特定目的会社
取締役 松澤 和浩

訂正公告

令和七年五月七日（号外第一〇一号）掲載の第十六期決算公告（枠組）中、損益計算書の要旨に「税引前当期純利益」とあるは「税引前当期純損失」、「当期純利益」とあるは「当期純損失」の誤りににつきそれぞれ訂正します。

令和七年六月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
ハーマニー特定目的会社
取締役 チョン・チュン・カウ

訂正公告

令和七年六月十二日（号外第一三〇号）掲載の寧興貿易株式会社に係る資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、決算公告の住所に「~~東京都中央区本町二丁目三十一番一~~」とあるは「~~東京都中央区本町二丁目三十一番一~~」の誤りにつき訂正します。

令和七年六月十九日

扱店

正 誤

令和七年六月十八日目次及び本文において、外務省告示第二百二十一号は外務省告示第二百二十二号となった。

ページ 行 誤 正

令和六年一月十二日目次欄中
（原稿誤り）
一一 七書簡の交換 交換

令和七年五月十三日目次欄中
（原稿誤り）
一一 一〇日本国 贈与に関する日本国

令和三年八月三十一日（号外第九十八号）公布国土交通省令第五十三号（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令）
（原稿誤り）
一一六 改正後欄 附則第六條第三十三條第三項終りから八〇七項において準用する第三十條第三項（第三十一條第三項）において準用する場合を含む。

一四ページ終りから一行目の次に次を加える。

3 この省令の施行の日から船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の施行の日の前日までの間における第三十七條の規定による改正後の国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表第一の規定の適用については、同表船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の項中「第三十條第三項（第三十一條第三項）において準用する場合を含む。」とあるのは、「附則第六條第三項において準用する第三十條第三項」とする。

令和七年二月二十七日（号外第三十八号）総務省告示第三十九号（構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件の一部を改正する件）
（原稿誤り）
一六ページ五行目から七行目までは次のとおり

の誤り。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。
同ページ改正後欄終りから五行目から二行目までは次のとおり。

注1 設備規則第四十九條の十四第五号に規定する特定小電力無線局に限る。

2 設備規則第四十九條の十四第五号に規定する特定小電力無線局に限る。

3 設備規則第四十九條の十四第十四号に規定する特定小電力無線局に限る。

4 設備規則第四十九條の十四第十四号に規定する特定小電力無線局を除く。

同ページ改正前欄終りから五行目から二行目までは次のとおり。

注1 設備規則第四十九條の十四第十四号に規定する特定小電力無線局に限る。

2 設備規則第四十九條の十四第十四号に規定する特定小電力無線局を除く。

同ページ終りから二行目は次のとおり。備考 表中の「」の記載は注記である。